

議題 1（委員会決裁事項（規則第 3 条第 2 号））

大阪府教育委員会会議規則の改正について

大阪府教育委員会会議においてオンライン会議システム等を活用して教育委員が出席する場合について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条に定める出席と取り扱うため、文部科学省通知を踏まえ、大阪府教育委員会会議規則を次のとおり改正する。

令和 2 年 9 月 18 日

大阪府教育委員会

<参考>

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（会議）

第十四条

3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4 教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

○大阪府教育委員会事務決裁規則
（委員会決裁事項）

第 3 条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

二 重要な教育委員会規則その他委員会の定める規程で特に重要なものの制定又は改廃に関すること。

大阪府教育委員会規則第 号

大阪府教育委員会会議規則の一部を改正する規則

大阪府教育委員会会議規則（昭和三十一年大阪府教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(会議) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育長が認めるときは、委員は映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、会議に出席することができる。</p>	<p>(会議) 第二条 会議は、毎月一回招集する。ただし、教育長が必要があると認めるときは、臨時に会議を招集することができる。</p> <p>2 委員二人以上の者から、書面で会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があるときは、教育長は、臨時に会議を招集しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

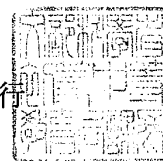
新型コロナウイルス感染症への対応に伴い、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議及び教育委員会の会議を開催する場合における文部科学省としての考え方についてまとめましたので送付します。

2 初初企第 17 号
令和 2 年 7 月 28 日

各都道府県・指定都市総合教育会議担当課長 殿
各都道府県・指定都市教育委員会総務担当課長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

浅野 敦 行



(印影印刷)

オンライン会議システム等を活用した総合教育会議及び教育委員会の会議
の開催について（通知）

近時、新型コロナウイルス感染症への対応として、可能な限り接触機会を低減させるため、オンライン会議システム等を活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催する必要性が高まっているところ。

今般、このことについて、下記のとおり文部科学省としての考え方をまとめましたので、総合教育会議等の運営に当たり、これを参考としてくださいますようお願いいたします。

このことについて、都道府県総合教育会議担当課長におかれては域内の市（政令指定都市を除く。以下同じ。）区町村に対し、都道府県教育委員会総務担当課長におかれては域内の市区町村教育委員会に対して周知くださいますようお願いいたします。

記

1. オンライン会議システム等を活用した会議の開催について

合議体として、複数の構成員が相互に、自由、率直に意見を交換し合うことによって、適切に意思決定を行うことができる限り、必要に応じ教育委員会規則等の整備を図った上で、オンライン会議システムやテレビ会議システムを活用して総合教育会議や教育委員会の会議を開催することも可能と考えること。

その場合、例えば、会議の構成員の全員又は一部がオンライン会議システム等を活用して会議に出席する方法が考えられること。

また、この場合の出席については、構成員がオンライン会議システム等を利用して発言等ができる状態になること、議決については、構成員がオンライン会議システム等を利用して任意の方法により表決に加わり、議事を決することなどとして考えることができること。

2. 会議の公開について

オンライン会議システム等を活用して開催する総合教育会議等の公開については、会議の資料及びオンライン会議システム等の映像と音声を同時にインターネット上で配信することなどにより行うことが考えられること。

また、会議を対面の方法により行う場合であっても、傍聴を希望する者に対しては、会議の様態をインターネット上で配信することにより公開することも考えられること。

なお、会議の様態を録画したものを後日配信することによって公開したものとすることについては、元来会議はそれを傍聴させることにより公開されるものであることを踏まえ、慎重に判断する必要があること。

3. 議事録の作成と公表について

会議の議事録については、その閲覧を希望する者による検索を容易にする観点等から、会議の様態を録画したものが公開され、ホームページ上等で継続的に閲覧できる状態であったとしても、適切に作成し、公表するよう努める必要があること。

なお、音声認識技術の活用により議事録作成に係る作業の効率化を図るなどの工夫も考えられること。

4. オンライン会議システム等を活用して会議を開催する場合の留意点について

オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を開催する場合には、以下の点に留意すること。

- ・通信障害等により議事の進行に障害が生じた場合における対応をあらかじめ検討し、必要に応じ代替手段を確保しておくこと。
- ・非公開とすべき議事の情報について、誤り又は不正なアクセスにより漏えいすることのないよう、また、不正なアクセスにより議事が妨害されることのないよう、地方公共団体の情報セキュリティポリシーにのっとり適切な対策を講じること。
- ・会議の資料とする著作物について、公衆送信権等の著作権の取扱いに留意すること。

5. 通常時におけるオンライン会議システム等を活用した会議の開催について

オンライン会議システム等を活用して総合教育会議等を開催することについては、今般の新型コロナウイルス感染症への対応という目的以外にも、例えば遠隔地にいる構成員の参加を容易にすることなどにも資することが考えられるところであり、通常時においても、上記1から4に留意して行うことも考えられること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課地方教育行政係

TEL：03-5253-4111（内線4678）

大阪府教育委員会会議のオンライン会議システムによる出席について（案）

（趣旨）

第1条 この内規は、大阪府教育委員会会議規則第2条第3項の規定に基づき、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）によって大阪府教育委員会会議（以下、「会議」という。）に教育委員が出席する際に必要な事項を定めるものとする。

（会議への出席）

第2条 教育長及び教育委員の会議への出席は、会議の場に現に出席することにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育長が次の各号に該当すると認める教育委員は、オンライン会議システムを利用して会議に出席することができる。
 - 一 災害その他の理由により交通が途絶している場合
 - 二 感染症対策等のため外出の自粛が必要とされる場合
 - 三 他の重要な用務との兼ね合いで、府庁に移動するいとまがない場合
 - 四 臨時の教育委員会会議が招集された場合
- 3 オンライン会議システムによる教育委員会会議への出席は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定による会議の出席とみなす。
- 4 前項の場合において、映像又は音声を送受信できなくなり、復旧が認められない場合には、その時から退席したものとみなす。
- 5 オンライン会議システムによる出席は、情報の機密性を確保できる場所又は教育長があらかじめ指定した場所で行わなければならない。